

調布市立染地小学校空調設備改修工事

番 号	名 称
M-01	特記仕様書(1)
M-02	特記仕様書(2)
M-03	案内図, 配置図兼仮設計画図
M-04	空調設備機器表(撤去・新設)
M-05	空調設備系統図
M-06	1 階平面図
M-07	2 階撤面図
M-08	3 階平面図
M-09	室外機置場平面図

設計図承認日：令和 8 年 9 月 2 日

件 名 調布市立染地小学校空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年9月	図面リスト	No.
 調布市総務部営繕課			M-00
			10 枚の内

特記仕様書

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名 調布市立染地小学校空調設備改修工事

1.2 工事場所 調布市染地3丁目1番地81

1.3 敷地面積 11,307㎡

1.4 建物概要 R C造 3階

1.7 工事種目別概要

(1) 屋外及び普通教室等（12室）において、ガスヒートポンプ空調機の撤去及び更新を行う。

(2) 上記に伴う電気設備工事及び建築工事を行う。

第2章 一般事項

調布市では、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

(1) 本特記仕様書では、「令和8年版 東京都機械設備工事標準仕様書」、「令和8年版 東京都電気設備工事標準仕様書」及び「令和8年版 東京都建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。

(2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。

(3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。

2.4 成績評定について

調布市工事成績評定要綱（平成17年3月3日付要綱第15号）に基づく工事成績評定については、次による。

○対象

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。

2.9 読み替え

標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。

基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

第4章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。

○発注者の負担とする。

第2編 工種別事項

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

○工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

○橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

○工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

1.1.3 工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）

一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.6 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）

(1) 建設副産物の取扱いは、次による。

オ マニフェスト等による報告

(7) マニフェストの提示

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者（受注者）が印刷したものを監督員に提示する。

(4) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(4) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを利用する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでも可）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

(4) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでも可）を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による。

ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。

(7) 建設発生土の再利用

埋戻し土及び盛土については、次による。

○現場で発生した建設発生土を使用する。

1.1.7 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.8 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）

本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。

また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）

(1) 工事着手に先立ち、実施工程表を作成する。

(2) 全体工程表、月間工程表及び週間工程表を作成し、当該部分の施工に先立ち監督員の承諾を受ける。

1.2.3 工事の記録等（標準仕様書1.1.2.4）

(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。

また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

○作成する。

(2) 写真帳の提出は、次による。

○作成する。

(3) デジタル工事写真の小板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

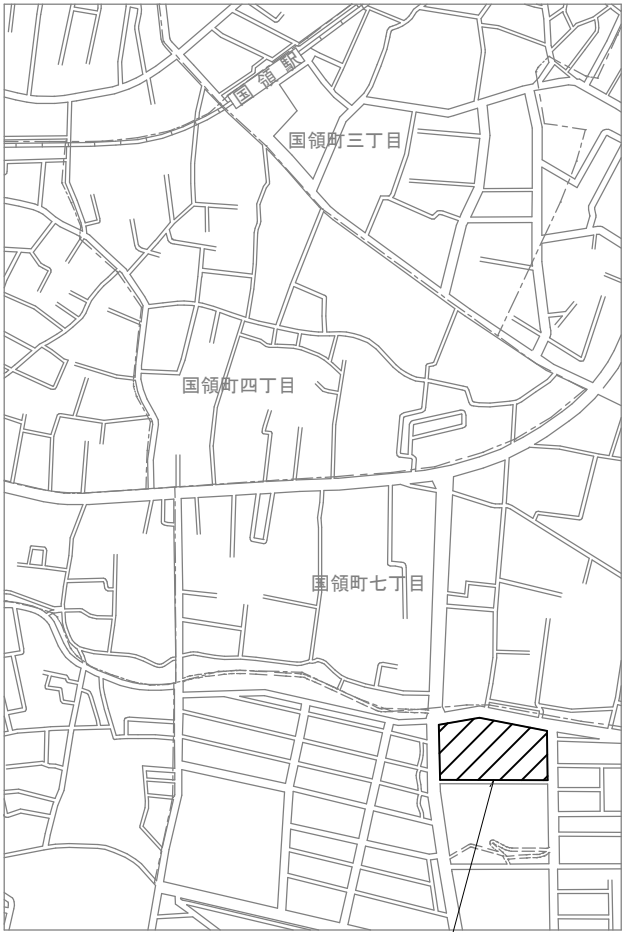
ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

「デジタル工事写真の小板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。

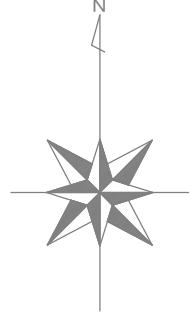
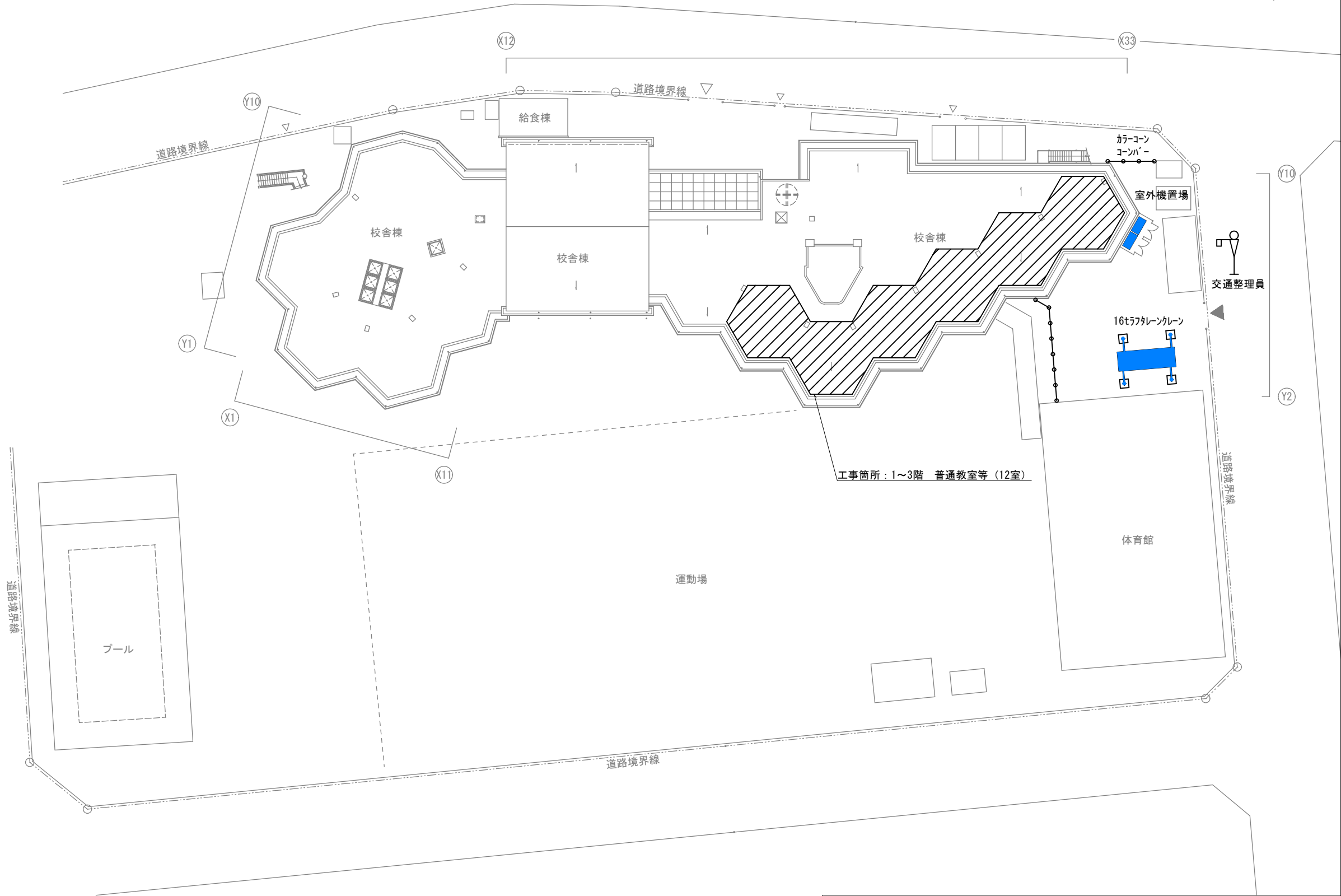
エ 本工事における小板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

件 名 調布市立染地小学校空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年9月	特記仕様書(1)	No.
 調布市総務部営繕課			M-01
			10 枚の内



調布市立染地小学校
調布市染地3丁目1番地81

案内図 S=1/10000



配置図兼仮設参考図 S=1/500

件 名 調布市立染地小学校空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年9月	案内図 配置図兼仮設参考図	No.
 調布市総務部営繕課			M-03
			10 枚の内

空調設備機器表（撤去）

記 号	名 称	仕 様	台 数	備 考
GHP-1'	ガスヒートポンプエアコン 室外機	リニューアル対応機 臭気低減機能付 冷房能力：85.0kW 暖房能力：95.0kW 燃料消費量：80.1kW(冷) 80.2kW(暖) 三相200V	1	設置場所：屋外
GHP-1-1' GHP-1-2' GHP-1-3' GHP-1-4' GHP-1-5' GHP-1-6'	ガスヒートポンプエアコン 室内機	天井吊型 冷房能力：7.1kW 暖房能力：8.0kW 単相200V ワイヤレスリモコン	12	設置場所：1階 学童クラブ(2) 設置場所：1階 学童クラブ(1) 設置場所：2階 低学年算数教室 設置場所：3階 普通教室 5-1 設置場所：3階 普通教室 6-2 設置場所：3階 普通教室 6-1
GHP-2'	ガスヒートポンプエアコン 室外機	リニューアル対応機 臭気低減機能付 冷房能力：85.0kW 暖房能力：95.0kW 燃料消費量：80.1kW(冷) 80.2kW(暖) 三相200V	1	設置場所：屋外
GHP-2-1' GHP-2-2' GHP-2-3' GHP-2-4' GHP-2-5' GHP-2-6'	ガスヒートポンプエアコン 室内機	天井吊型 冷房能力：7.1kW 暖房能力：8.0kW 単相200V ワイヤレスリモコン	12	設置場所：2階 普通教室 3-1 設置場所：2階 普通教室 2-1 設置場所：2階 普通教室 1-1 設置場所：3階 外国語教室 設置場所：3階 普通教室 4-1 設置場所：3階 中高学年算数教室

空調設備機器表（新設）

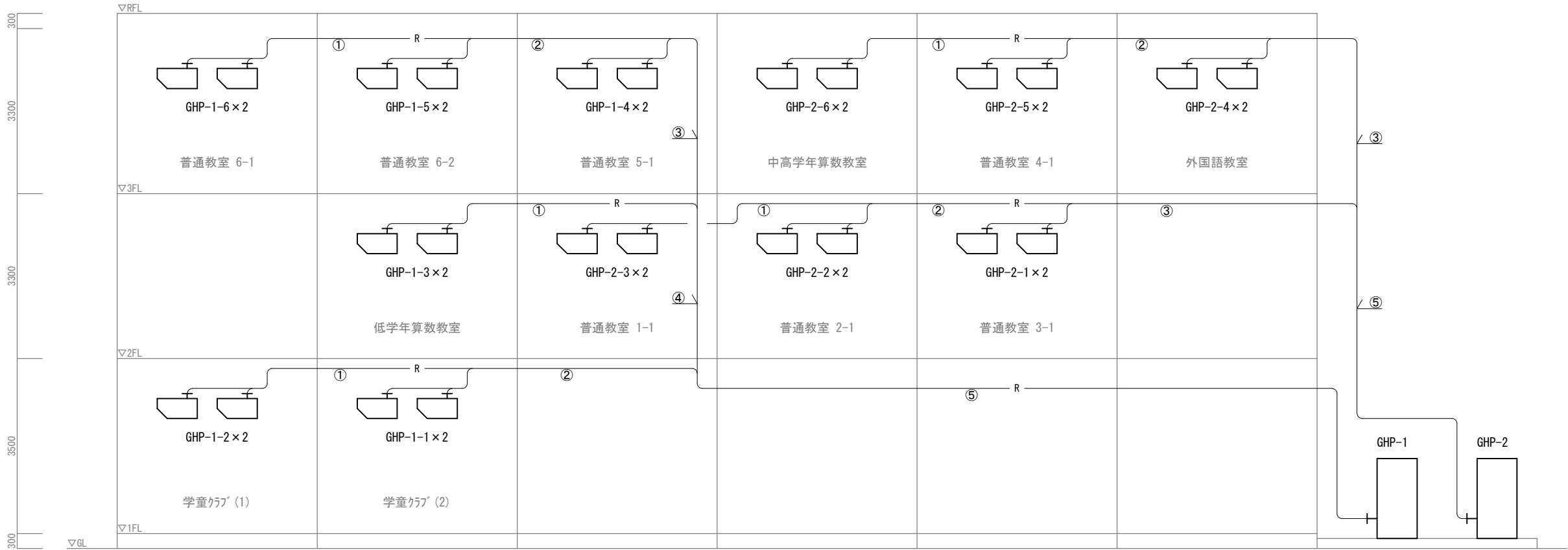
記 号	名 称	仕 様	台 数	備 考
GHP-1	ガスヒートポンプエアコン 室外機	リニューアル対応機 臭気低減機能付 冷房能力：85.0kW 暖房能力：95.0kW 燃料消費量：80.1kW(冷) 80.2kW(暖) 三相200V 消費電力：1.78kW(冷) 1.66kW(暖)	1	設置場所：屋外
GHP-1-1 GHP-1-2 GHP-1-3	ガスヒートポンプエアコン 室内機	天井吊型 冷房能力：7.1kW 暖房能力：8.0kW 単相200V 消費電力：0.112kW(冷) 0.112kW(暖) ワイヤレスリモコン	6	設置場所：1階 学童クラブ(2) 設置場所：1階 学童クラブ(1) 設置場所：2階 低学年算数教室
GHP-1-4 GHP-1-5 GHP-1-6	ガスヒートポンプエアコン 室内機	天井吊型 冷房能力：8.0kW 暖房能力：9.0kW 単相200V 消費電力：0.113kW(冷) 0.113kW(暖) ワイヤレスリモコン	6	設置場所：3階 普通教室 5-1 設置場所：3階 普通教室 6-2 設置場所：3階 普通教室 6-1
GHP-2	ガスヒートポンプエアコン 室外機	リニューアル対応機 臭気低減機能付 冷房能力：85.0kW 暖房能力：95.0kW 燃料消費量：80.1kW(冷) 80.2kW(暖) 三相200V 消費電力：1.78kW(冷) 1.66kW(暖)	1	設置場所：屋外
GHP-2-1 GHP-2-2 GHP-2-3	ガスヒートポンプエアコン 室内機	天井吊型 冷房能力：7.1kW 暖房能力：8.0kW 単相200V 消費電力：0.112kW(冷) 0.112kW(暖) ワイヤレスリモコン	6	設置場所：2階 普通教室 3-1 設置場所：2階 普通教室 2-1 設置場所：2階 普通教室 1-1
GHP-2-4 GHP-2-5 GHP-2-6	ガスヒートポンプエアコン 室内機	天井吊型 冷房能力：8.0kW 暖房能力：9.0kW 単相200V 消費電力：0.113kW(冷) 0.113kW(暖) ワイヤレスリモコン	6	設置場所：3階 外国語教室 設置場所：3階 普通教室 4-1 設置場所：3階 中高学年算数教室

仮設暖房設置

機 器	設置箇所
温風ヒーター 最大発熱量 4.3kW	各部屋2台 計24台

※ 灯油の補充は、工事受注者で行うものとする。

件 名 調布市立染地小学校空調設備改修工事			
	令和8年度	令和8年9月	空調設備機器表 (撤去・新設)
	調布市総務部営繕課		No. M-04 10枚の内



※ 太線部分を撤去・新設する。

空調設備系統図 NOSCALE

冷媒管口径

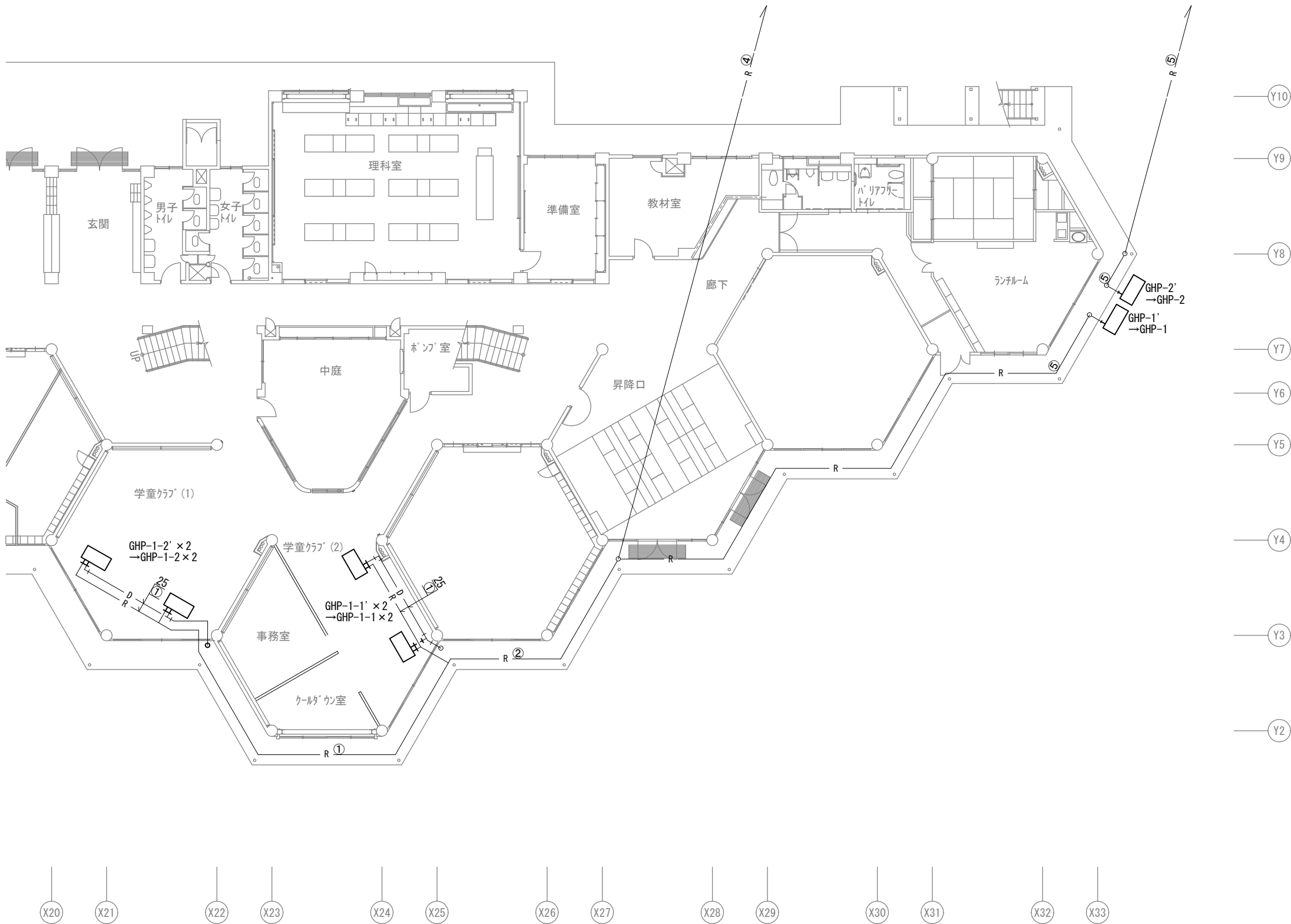
記号	管 径
①	9. 52/15. 88
②	9. 52/22. 22
③	12. 7/28. 58
④	15. 88/28. 58
⑤	19. 05/31. 75

凡 例

記 号	名 称	仕 様	備 考
——R——	冷媒管	冷媒用被覆銅管	既設再使用

- ※ GHP-1系統は、親機を低学年算数教室に設定する。
- ※ GHP-2系統は、親機を普通教室1-1に設定する。

件 名 調布市立染地小学校空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年9月	空調設備系統図	No.
 調布市総務部営繕課			M-05
			10 枚の内



※ 太線部分を撤去・新設する。

1階平面図 S=1/200

冷媒管口径

記号	管 径
①	9.52/15.88
②	9.52/22.22
③	12.7/28.58
④	15.88/28.58
⑤	19.05/31.75

凡 例

記 号	名 称	仕 様	備 考
—R—	冷媒管	冷媒用被覆銅管	既設再使用
—D—	ドレン管	硬質塩化ビニル管(VP)	既設再使用

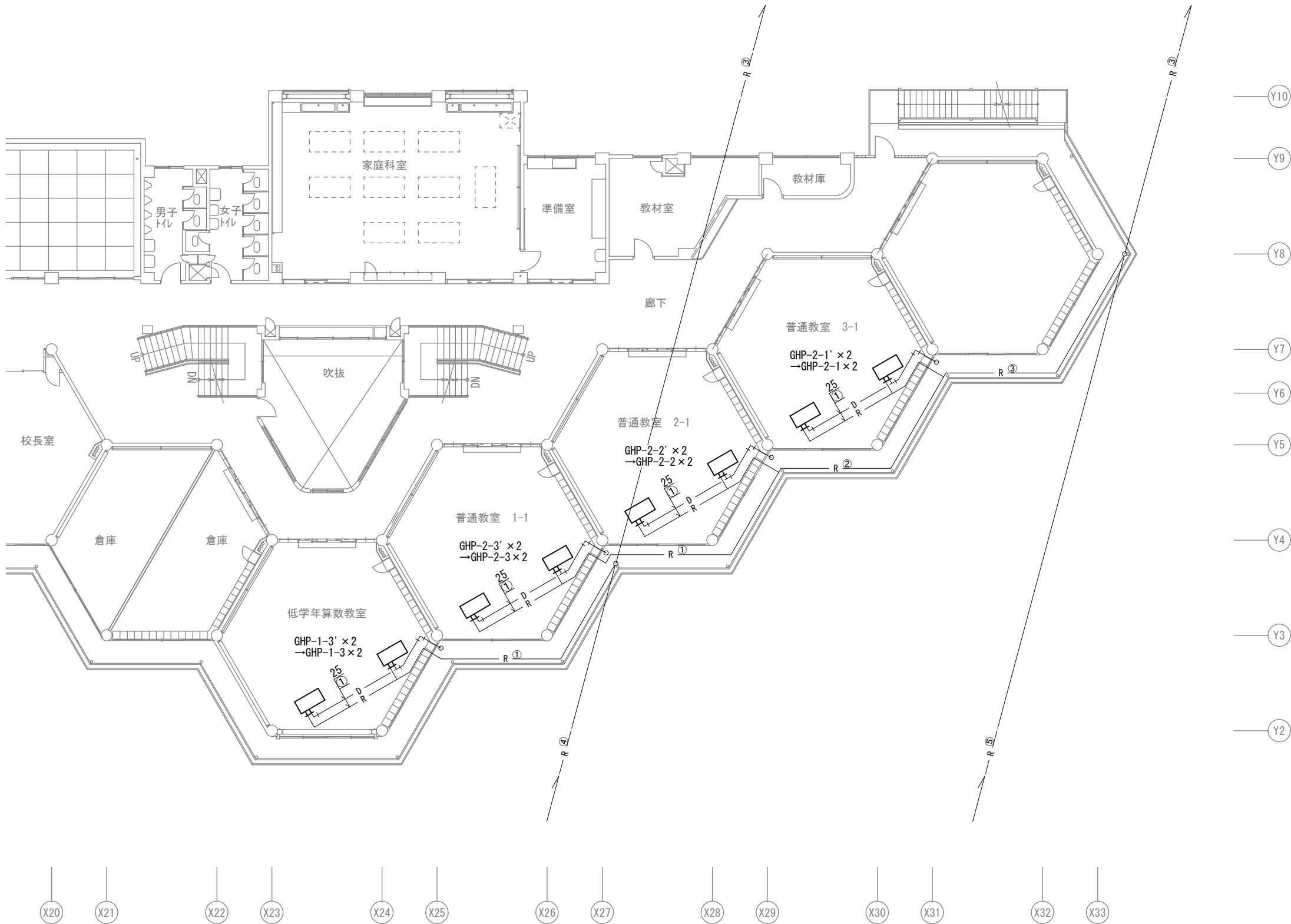
※ 電源線EM-EEF1.6mm-3Cと通信線EM-CEE1.25mm-2Cを、冷媒管と共巻とする。
※ 冷媒管は樹脂ラッピング仕上とする。

天井材

部屋名	仕 様
学童クラブ(1)	化粧石膏ボード t9.5 トラバーチン
学童クラブ(2)	石膏ボード t9.5 下地張り

※ 空調室内機の設置に伴い、1箇所につき天井材1.62m²の撤去・新設を含む。

件 名 調布市立染地小学校普通教室空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年9月	1階平面図	No.
調布市総務部営繕課			M-06
10枚の内			



2 階平面図 S=1/200

冷媒管口径

記号	管 径
①	9.52/15.88
②	9.52/22.22
③	12.7/28.58
④	15.88/28.58
⑤	19.05/31.75

凡 例

記 号	名 称	仕 様	備 考
—R—	冷媒管	冷媒用被覆銅管	既設再使用
—D—	ドレン管	硬質塩化ビニル管 (VP)	既設再使用

※ 電源線EM-EEF1.6mm-3Cと通信線EM-CEE1.25mm-2Cを、冷媒管と共巻とする。
※ 冷媒管は樹脂ラッピング仕上とする。

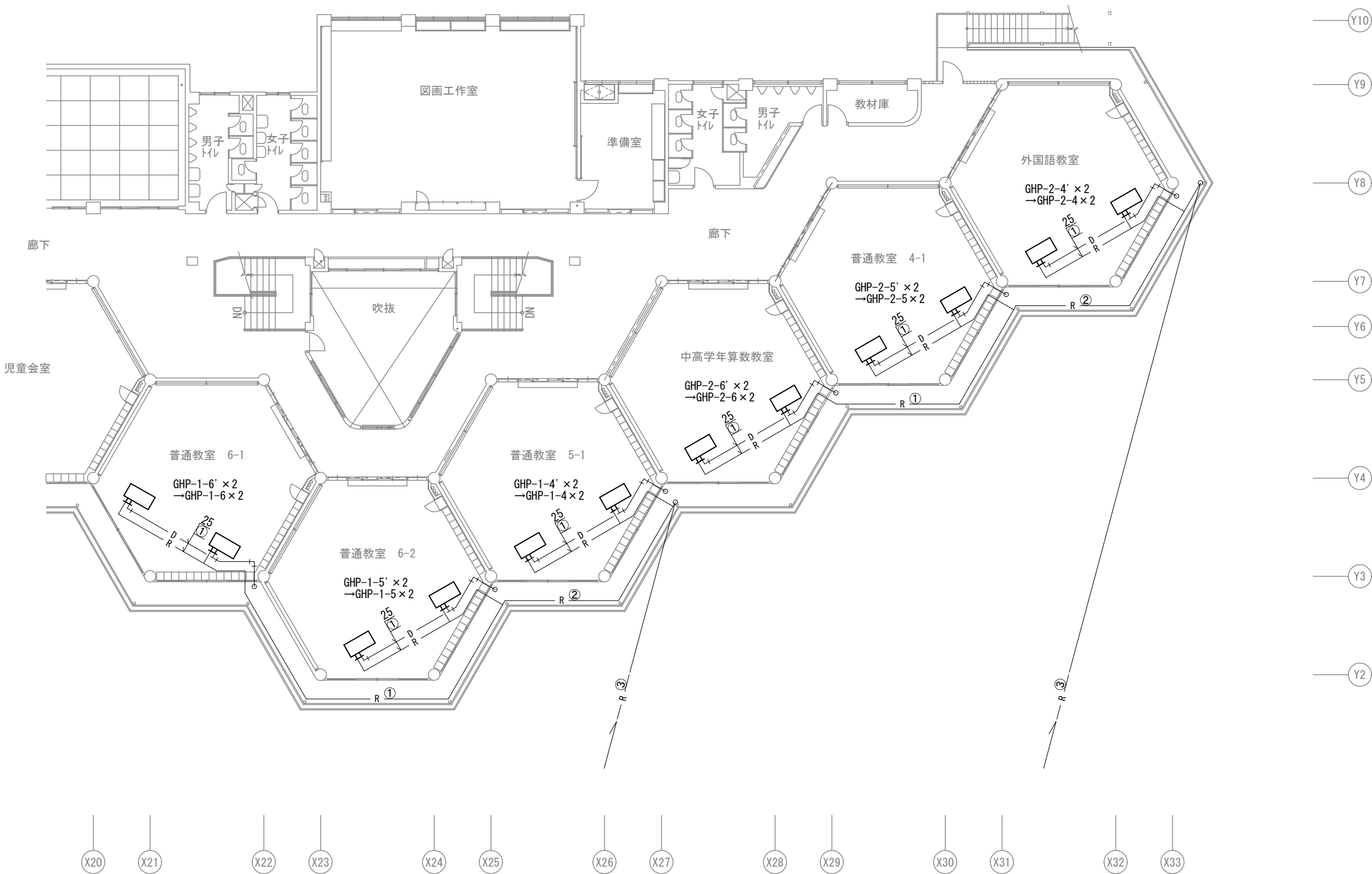
※ 太線部分を撤去・新設する。

天井材

部屋名	仕 様
低学年算数教室	化粧石膏ボード t9.5 トラバーチン
普通教室 1-1	石膏ボード t9.5 下地張り
普通教室 2-1	
普通教室 3-1	

※ 空調室内機の設置に伴い、1箇所につき天井材1.62m²の撤去・新設を含む。

件 名 調布市立染地小学校普通教室空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年9月	2 階平面図	No.
調布市総務部営繕課			M-07
10 枚の内			



3 階平面図 S=1/200

冷媒管口径

記号	管 径
①	9.52/15.88
②	9.52/22.22
③	12.7/28.58
④	15.88/28.58
⑤	19.05/31.75

凡 例

記 号	名 称	仕 様	備 考
—R—	冷媒管	冷媒用被覆銅管	既設再使用
—D—	ドレン管	硬質塩化ビニル管 (VP)	既設再使用

※ 電源線EM-EEF1.6mm-3Cと通信線EM-CEE1.25mm-2Cを、冷媒管と共巻とする。
※ 冷媒管は樹脂ラッピング仕上とする。

天井材

部屋名	仕 様
普通教室 6-1	化粧石膏ボード t9.5 トラバーチン
普通教室 6-2	石膏ボード t9.5 下地張り
普通教室 5-1	
中中学年算数教室	
普通教室 4-1	
外国語教室	

※ 空調室内機の設置に伴い、1箇所につき天井材1.62m²の撤去・新設を含む。

件 名 調布市立染地小学校普通教室空調設備改修工事

令和8年度

令和8年9月

3 階平面図

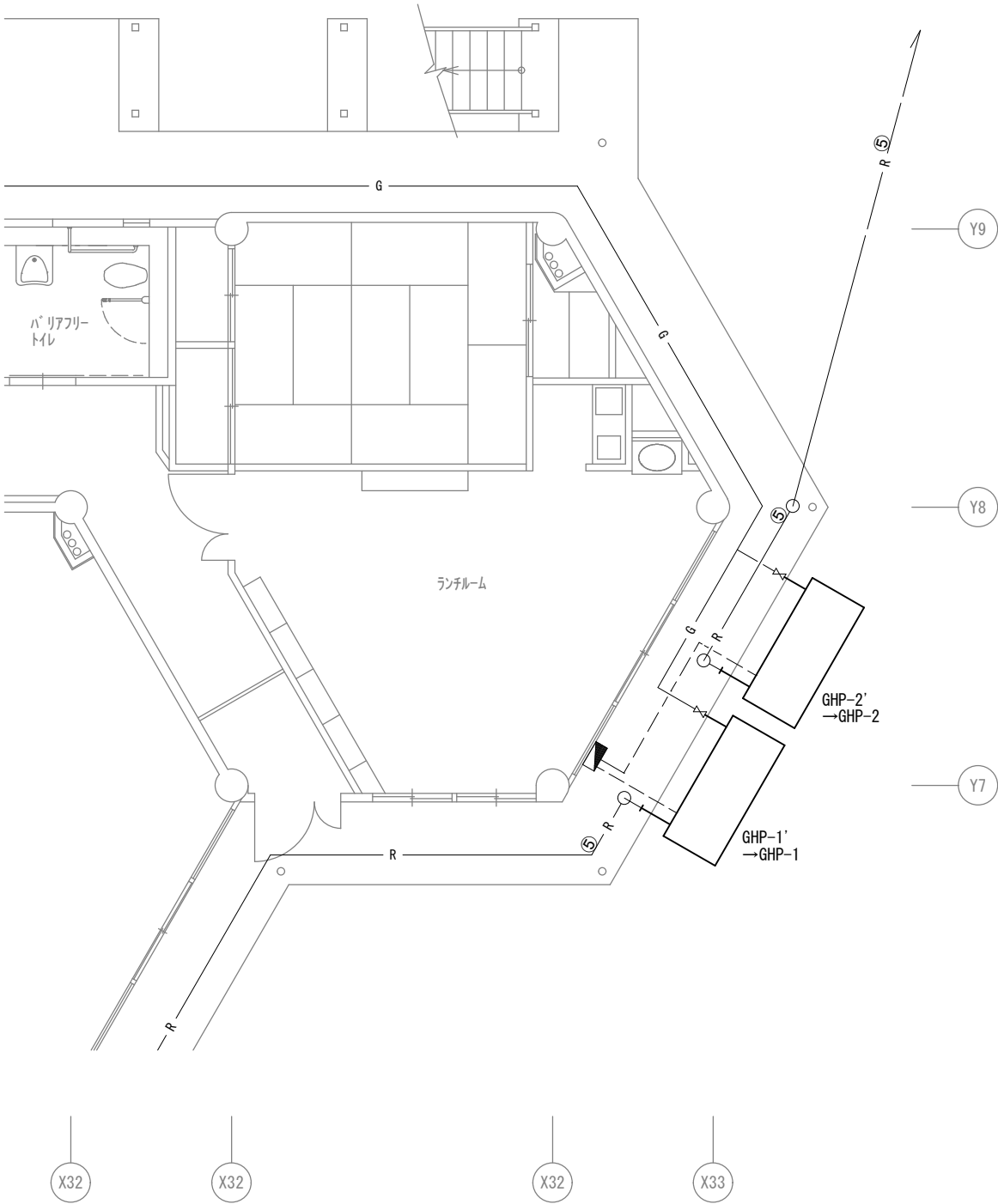
No.

M-08

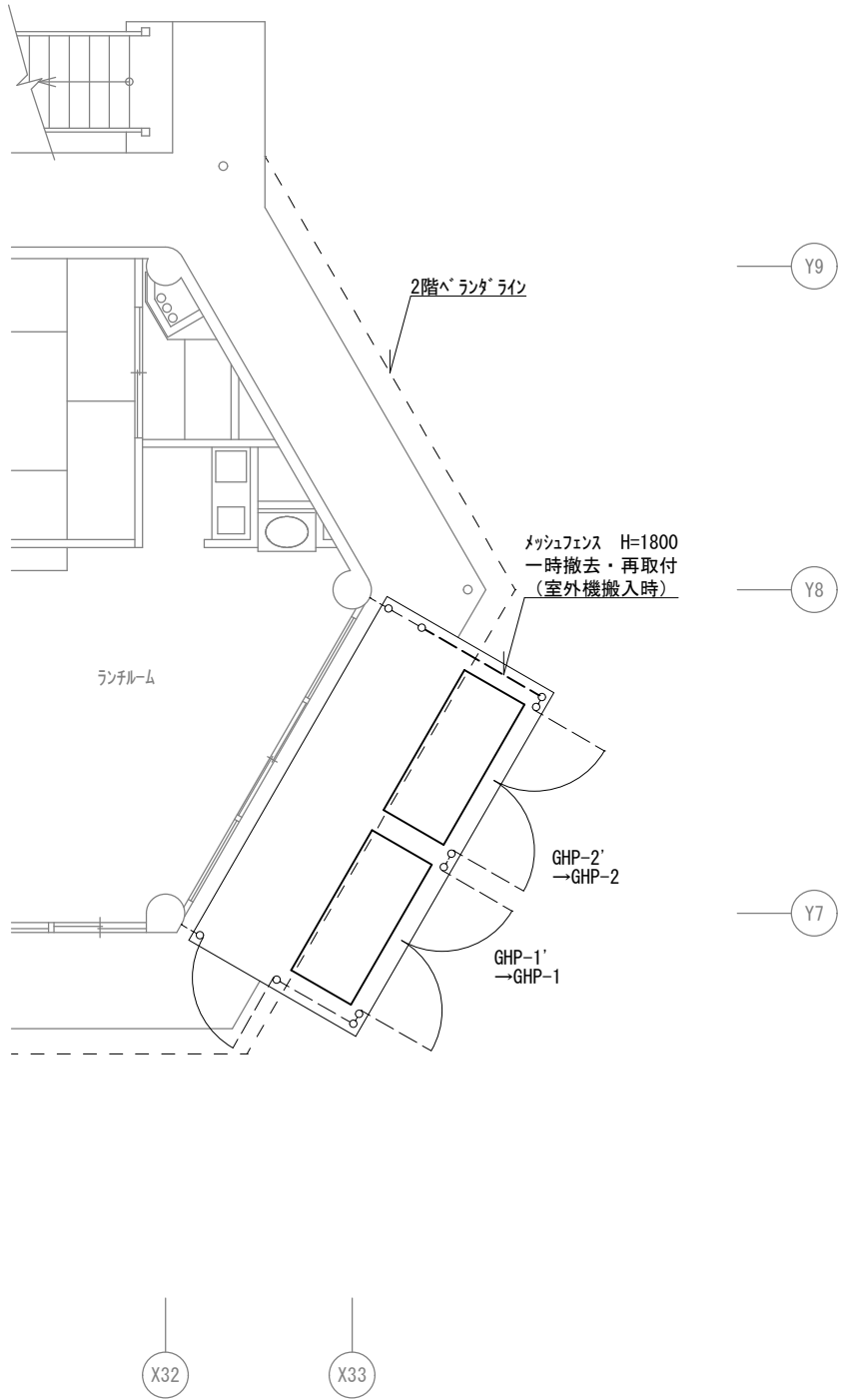
10 枚の内



調布市総務部営繕課



室外機置場平面図 S=1/100



室外機置場平面図 S=1/100

冷媒管口径

記号	管 径
①	9.52/15.88
②	9.52/22.22
③	12.7/28.58
④	15.88/28.58
⑤	19.05/31.75

凡 例

記 号	名 称	仕 様	備 考
—R—	冷媒管	冷媒用被覆銅管	既設再使用
—G—	ガ ス管	東京ガス指定品	既設再使用
---	電源線		既設再使用
■	分電盤		既設再使用

※ 電源線EM-EEF1.6mm-3Cと通信線EM-CEE1.25mm-2Cを、冷媒管と共巻とする。
※ 冷媒管はステンスラッキング仕上とする。

件 名 調布市立染地小学校普通教室空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年9月	室外機置場平面図	No.
 調布市総務部営繕課			M-09
			10 枚の内